

鳥取県町村会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は鳥取県町村会という。
- 第2条 本会は県内全町村（町村組合を含む）を以て組織する。
- 第3条 本会は事務局を鳥取市東町鳥取県庁内に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第4条 本会は町村事務の円滑なる運営と、地方自治の振興を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 地方自治振興発展に関する調査研究
 - 2 町村職員の教養並びに福利厚生に関する施設
 - 3 町村事務に必要な各種資材の斡旋
 - 4 町村有物件の災害共済事業の取扱
 - 5 系統町村会との連絡並びに協力
 - 6 その他の目的達成の上に必要な事項

第 3 章 機 関

第1節 会 議

- 第6条 本会の会議は、総会、役員会、町村長会及び部会とする。
- 第7条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年2月及び6月にこれを開き、臨時総会は会長において必要があると認めた場合にこれを開く。
- 2 総会に出席すべき各町村の代表者は、これを一人とし、町村長を以てこれに充てる。
 - 3 総会は会務に関する決議を行う。
- 第8条 役員会は、正副会長及び監事をもってこれを組織する。
- 2 役員会は、総会に提出する案件及び部会の提案を審議し、会務の運営につき協議し、会務の執行に協力する。
- 第9条 町村長会は、町村長をもってこれを組織する。
- 2 町村長会は、部会の提案を審議し、会務の運営につき協議し、会務の執行に協力する。
- 第10条 部会は、総務、教育民生及び経済土木の三部会とする。
- 2 部会の委員は町村長をもってこれに充て、この各部会ごとの定数及び選出方法は、会長が役員

会の意見を聴いてこれを定める。

- 3 部会の委員の任期は2年とする。
- 4 部会の委員は、その所属する町村の副町村長をして臨時にその職務を代理させることができる。
- 5 部会に部会長及び副部会長1人を置き、その部会の委員が互選する。
- 6 部会長は、会議の議長となる。
- 7 副部会長は、部会長が欠けたとき又は事故があるとき、その職務を代理する。
- 8 部会は、その部門に属する町村行政事務につき、調査及び研究を行いかつ会長に提案する。
- 9 部会の委員には実費を弁償することができる。

第11条 会議は、その定員の半数以上の者が出席しなければこれを開くことができない。

- 2 会議の議事は出席している者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、議長はその会議員として議決に加わることができない。

第2節 役員

第12条 本会に会長、副会長3人及び監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、総会において町村長の中から選挙する。

第13条 会長は、本会を代表し、本会の事務を総理し、総会及び役員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

第14条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。

- 2 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。
- 3 前任者の任期満了日後に選挙を行う場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員には報酬を支給しない。但し、必要に応じて実費を弁償することができる。

第3節 職員

第16条 本会に事務局長、次長、参事、主幹、副主幹及び主事を若干人置き、会長がこれを任免する。但し、事務局長の任免は正副会長会に諮らなければならない。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- 3 次長は、事務局長の事務を補佐する。
- 4 参事、主幹、副主幹及び主事は、上司の命を受け庶務に従事する。

第4節 各種委員

第17条 本会に常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、会長がこれを選任する。

3 専門委員は、会長の委託を受け、必要な事項を調査する。

第 18 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、総会の議決を経てこれを委嘱する。

第 19 条 削 除

第 4 章 会 計

第 20 条 本会の経費は、分担金、補助金、寄付金その他の収入を以てこれを支弁する。

2 分担金は町村の負担とし、その総額は毎年度予算で定め、別に定める規程によって賦課徴収する。

第 21 条 本会の毎年度予算は、年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2 会長は、総会の議決を経て既定予算の補正をすることができる。ただし、既定予算の軽微な追加又は更正で分担金の増加を伴わないものについては、役員会に諮って専決することができる。

3 本会の会計年度は政府の会計年度による。

第 22 条 本会の決算は、監事の意見を附して総会の認定に附さなければならない。

第 5 章 補 則

第 23 条 この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければこれを変更することができない。

附 則

この規約は昭和 25 年 4 月 28 日から、これを施行する。

(以下の附則は省略)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。